千葉東沿岸海岸保全基本計画　変更概要

九十九里浜全域を対象に、ヘッドランドなどの施設整備と養浜を組み合わせた海岸侵食対策を実施するため、海岸保全施設の整備に関する基本的な事項などを定めた「千葉東沿岸海岸保全基本計画」を変更します。

変更経緯

2003年8月
海岸保全基本方針に基づき、防護・環境・利用の３つの面でバランスのとれた総合的な海岸の保全を実施するため「千葉東沿岸海岸保全基本計画」を策定。

2013年11月
2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波被害を受け、防護の考え方を見直し、津波対策にポイントを置き、本計画を変更。

2016年9月
2014年6月の海岸法の一部改正により海岸保全施設の維持・修繕の明確化などが追加されたことから本計画を変更。

2021年3月
2020年7月、九十九里浜全域を対象とした「九十九里浜侵食対策計画」を策定し、この計画に定めた対策を実施するため、本計画における九十九里浜ゾーンに対策内容を反映させた。

Ⅰ．海岸法に基づく海岸の保全に関する『方針・計画』の体系

国
海岸保全基本方針
（海岸法第２条の２）
大臣が定める
今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的な事項を示すもの

県
海岸保全基本計画
（海岸法第２条の３）
知事が定める
沿岸の自然的・社会的特性を踏まえ、海岸保全の基本的な方向性や施設整備について、沿岸ごとに定めたもの

千葉県は２つ※

- **東京湾沿岸海岸保全基本計画**（千葉県区間、他に東京都区間、神奈川県区間あり）
- **千葉東沿岸海岸保全基本計画**

※海岸保全基本方針において、海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分（沿岸）を定めている。

Ⅱ．千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更

今回の主な変更点

○千葉東沿岸海岸保全基本計画のうち、九十九里浜ゾーンにおける海岸保全施設の整備方針及び施設の種類・規模、配置等に、「九十九里浜侵食対策計画」の対策内容を、市町村ごとに追記。

九十九里浜全域を対象に海岸侵食に講ずる対策について、検討会議を設置し、関係者から対策内容について意見を聴き、2020年7月に策定した計画。

どんな計画？

法定計画（海岸法）

千葉東沿岸海岸保全基本計画

- 千葉東沿岸海岸基本計画
  - 防護
  - 環境
  - 利用
  - 侵食
  - 津波
  - 高潮・高波
  - 銚子半島ゾーン
  - 九十九里浜ゾーン
  - 夷隅ゾーン
  - 鴨川・千倉ゾーン
  - 館山・白浜ゾーン

◆九十九里浜ゾーン
（旭市、匝瑳市、横芝光町、山武市、九十九里町、大網白里市、白子町、長生村、一宮町）

対策内容反映

任意計画（県独自）

九十九里浜侵食対策計画

対策内容
- 養浜
- ヘッドランド、離岸堤

学識経験者
沿岸市町村長　海岸利用者
対策内容について関係者間で合意
九十九里浜侵食対策検討会議

Ⅲ．計画変更の具体例（白子町）

整備方針

≪新たに整備する施設の整備方針、種類・規模等を追記≫

急激な侵食が連鎖的に伝播することを防止し、安定海浜を保つため、海岸利用や漁業活動への影響に配慮しながら養浜と施設整備（離岸堤）を組み合わせた対策を実施する。

また、沿岸漂砂の上手側の海岸で施設整備が進むことにより、将来的に侵食が波及することが予想されることから、汀線の変化を観測しながら、その予測される侵食に対し、必要に応じ養浜と追加施設（離岸堤やヘッドランド）を整備する。

種類・規模

（種類）	（規模）
ヘッドランド	３基
離岸堤	２基

養浜

九十九里沿岸にある漁港周辺に堆積している砂を活用してサンドバイパス・サンドリサイクルを行う。

配置
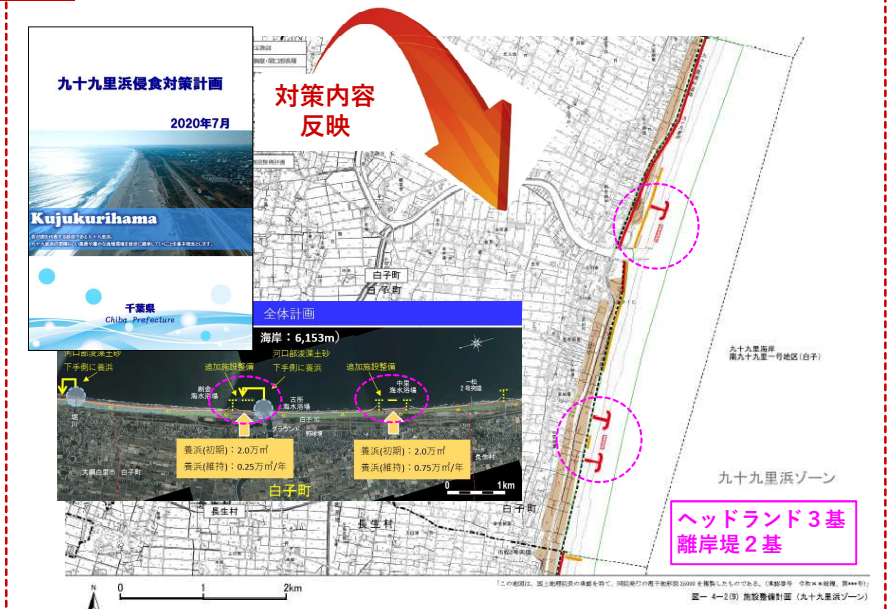
≪新たに整備する施設の配置を図化≫